

## 「ほくでんガス 新規ご契約キャンペーン！」 実施規約

北海道電力株式会社（以下「当社」といいます）が実施する「ほくでんガス 新規ご契約キャンペーン！」（以下「当CP」といいます）は、お客さまが当CP実施規約（以下「本規約」といいます）を十分に理解し、同意していることを前提といたします。

### 1. 対象となるお客さま

- 当CPは、当社に新たにガス需給契約を申し込みされ、且つ、次のすべての条件を満たすお客さまを対象（以下「対象者」といいます）といたします。
  - (1) 以下のガス料金プランでご契約いただくこと
    - ほくでんガスプラン（一般料金）／ほくでんガスプラン（FF暖房給湯）／
    - ほくでんガスプラン（家庭用セントラルヒーティング）〔ホッと上手〕／
    - ほくでんガスプラン（暖房プラス）
  - (2) 原則として、当社が別に定める電気ガスセット割引要綱の適用を受けること
  - (3) ガス需給開始日以降、当社と1年以上解約することなく需給契約を継続いただくこと

### 2. 応募方法

- 当CPは、当社指定の申し込みフォーム等から、当社に新たにガス需給契約のお申し込みをされる際、同時に当CPのお申し込みをいただくことで、応募受付を完了いたします。

### 3. 実施概要と注意事項

- 当CPは、3,000円相当の賞品をガス需給開始後3カ月以内を目途に進呈いたします。
- ただし、当CPの賞品において、「エネモポイント」をお選びいただいた場合は、3,300円相当のエネモポイントをガスの需給開始後3カ月以内を目途に進呈いたします。
- 当CPの適用は、一需要場所につき一度限りといたします。
- 賞品をお届けの際、不着等でお届けできない場合は、当CPのお申し込みを取消させていただく場合があります。

### 4. 精算金

- 当社は、対象者が、ガス需給開始後1年未満で当社とのガス需給契約を解約したことを把握した場合、提供した賞品と同額の精算金を申し受けます。
- 当社は、対象者が、ガス需給開始後1年間で、提供した賞品の金額（他のキャンペーン等を併用された際は、他のキャンペーン等で提供した賞品の金額との合計金額といたします）が、ガス料金の合計請求金額の20%を超過している場合、その超過分相当額を精算金として申し受けます。
- ただし、対象者の止むを得ない理由（転居等）により、当社とのガス需給契約の継続が不可能となる場合を除きます。

## 5. 本規約の変更

- 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本規約を変更する場合があります。

## 6. その他注意事項

- 当 C P の期間中または終了後に、当 C P と同様または類似の施策を行う可能性があります。
- 当 C P は、他のキャンペーンと併用できない場合があります。

以 上